

浦安市告示で定める様式における敬称を改めるための関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和4年10月26日

浦安市長 内 田 悦 嗣

浦安市告示第136号

浦安市告示で定める様式における敬称を改めるための関係告示の整理に関する告示

(浦安市少年の広場の設置及び管理に関する要綱等の一部改正)

第1条 次に掲げる告示の規定中「浦安市長 様」を「(宛先)浦安市長」に改める。

- (1) 浦安市少年の広場の設置及び管理に関する要綱（平成21年告示第14号）別記第1号様式
- (2) 浦安市地域活動支援センター経営事業費補助金交付要綱（平成21年告示第20号）別記第1号様式、第3号様式、第4号様式及び第6号様式から第8号様式まで
- (3) 浦安市障がい者グループホーム運営費補助金交付要綱（平成21年告示第42号）別記第1号様式、第3号様式、第4号様式及び第6号様式から第8号様式まで
- (4) 浦安市既存建築物（分譲マンション）耐震改修等補助金交付要綱（平成21年告示第65号）別記第1号様式から第4号様式まで、第7号様式、第8号様式及び第10号様式
- (5) 浦安市既存建築物（低層分譲マンション）耐震改修等補助金交付要綱（平成21年告示第66号）別記第1号様式から第4号様式まで、第7号様式、第8号様式及び第10号様式
- (6) 浦安市既存建築物（緊急輸送道路沿道建築物）耐震改修等補助金交付要綱（平成21年告示第67号）別記第1号様式から第4号様式まで、第7号様式、第8号様式及び第10号様式
- (7) 浦安市既存建築物（医療施設）耐震改修等補助金交付要綱（平成21年告示第68号）別記第1号様式から第4号様式まで、第7号様式、第8号様式及び第10号様式
- (8) 浦安市障がい者地域生活体験事業補助金交付要綱（平成22年告示第14号）別記第1号様式、第3号様式及び第5号様式から第7号様式まで

- (9) 浦安市環境学習アドバイザー派遣事業実施要綱（平成22年告示第51号）
別記第1号様式、第4号様式及び第5号様式
- (10) 浦安市消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成22年告示第99号）別記
第2号様式及び第3号様式
- (12) 浦安市障がい者グループホーム施設整備費補助金交付要綱（平成23年告
示第105号）別記第1号様式、第3号様式及び第5号様式から第7号様式
まで
- (13) 浦安市高齢重度障がい者介護支援事業補助金交付要綱（平成24年告示第
25号）別記第1号様式、第3号様式及び第5号様式から第7号様式まで
- (14) 浦安市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱（平成24年
告示第93号）別記第1号様式
- (15) 浦安市高齢者あんしんマンションライフ支援事業運営費補助金交付要綱
（平成25年告示第89号）別記第1号様式、第3号様式、第4号様式及び第
6号様式
- (16) 浦安市みどりのネットワーク事業補助金交付要綱（平成26年告示第24号）
別記第1号様式、第3号様式及び第5号様式から第7号様式まで
- (17) 浦安市障がい福祉団体事業費補助金交付要綱（平成26年告示第66号）別
記第1号様式、第3号様式及び第5号様式から第7号様式まで
- (18) 浦安市生活介護事業所施設整備費補助金交付要綱（平成26年告示第82号）
別記第1号様式、第3号様式及び第5号様式から第7号様式まで
- (19) 浦安市計画相談支援等推進事業補助金交付要綱（平成26年告示第84号）
別記第1号様式、第3号様式、第4号様式及び第6号様式から第8号様式
まで
- (20) 浦安市福祉避難所における物資等購入費補助金交付要綱（平成26年告示
第88号）別記第1号様式、第3号様式、第4号様式及び第6号様式
- (21) 浦安市一時預かり事業実施要綱（平成26年告示第117号）別記第1号様
式、第3号様式及び第4号様式
- （浦安市環境学習アドバイザー派遣事業実施要綱の一部改正）

第2条 浦安市環境学習アドバイザー派遣事業実施要綱の一部を次のように改
正する。

別記第7号様式及び第8号様式中「浦安市長 様」を
「(宛先)浦安市長」に改める。

(浦安市麻しん・風しん予防接種実施要綱の一部改正)

第3条 浦安市麻しん・風しん予防接種実施要綱(平成26年告示第96号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「浦安市長 様」を「(宛先)浦安市長」
に改める。

(浦安市市税等口座振替収納事務取扱要綱の一部改正)

第4条 浦安市市税等口座振替収納事務取扱要綱(平成10年告示第63号)の一部を次のように改正する。

別記第3号様式の3中「浦 安 市 長 様」を「(宛先)浦安市長」に
改める。

別記第3号様式の7中「浦 安 市 長 様」を
「(宛先)浦安市長」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。